



山形県公報

平成29年10月13日(金)

号 外 (30)

目 次

条 例

- 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 3
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) … 4
- 山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例を廃止する条例…………… (税 政 課) … 同
- 山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) … 5
- 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) … 同
- 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例…………… (水大気環境課) … 6
- 山形県農村地域工業等導入審議会条例の一部を改正する条例…………… (工業戦略技術振興課) … 同
- 国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例…………… (農村計画課) … 同
- 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例…………… (空港港湾課) … 7
- 山形県県営住宅条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) … 同
- 山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例…………… (企 業 局) … 8

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第39号) (人事課)
 - 1 原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員等が同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する特定の原子力事業所の敷地内又は当該原子力事業所に係る同法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された特定の区域において行う作業に従事したときに、警察職員以外の者にあつては公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当を、警察職員にあつては警察職員の特殊勤務手当のうち災害応急作業等手当を支給することとした。(改正後の第20条の2第1項～第3項関係)
 - 2 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処するため、職員にあつては公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当が、警察職員にあつては警察職員の特殊勤務手当のうち災害応急作業等手当が支給される作業に引き続き一定の期間以上従事した場合のこれらの手当の額は、通常支給されるべき額に、当該通常支給されるべき額の100分の100に相当する額を超えない範囲内の額を加算した額とすることとした。(改正後の第20条の2第4項及び第5項関係)
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第40号) (財政課)

旅行業法の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査の事務につき手数料を

徴収することとした。

- ◇ 山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例を廃止する条例（県条例第41号）（税政課）

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除の制度を廃止することとした。
- ◇ 山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（県条例第42号）（税政課）
 - 1 題名を山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例に改めることとした。（題名関係）
 - 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、知事は、法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、当該促進区域に係る同条第6項の規定による同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち一定の要件を満たすものを設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者について、当該施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の課税を免除することができることとした。（第2条関係）
- ◇ 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（県条例第43号）（税政課）

地域再生法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第44号）（水大気環境課）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の制定等に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県農村地域工業等導入審議会条例の一部を改正する条例（県条例第45号）（工業戦略技術振興課）

農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、審議会の名称を山形県農村地域産業導入審議会に変更するとともに、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（県条例第46号）（農村計画課）

負担金徴収の対象となる国営土地改良事業として国営最上川下流左岸土地改良事業を追加するとともに、国営米沢平野二期土地改良事業に係る負担金徴収の終了に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（県条例第47号）（空港港湾課）
 - 1 新たに設置するコンテナ管理施設の使用料を定めることとした。
 - 2 この条例は、平成30年1月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県県営住宅条例の一部を改正する条例（県条例第48号）（建築住宅課）

公営住宅法の一部改正に伴い、知事は、認知症である者、知的障がい者、精神障がい者等である入居者が収入の申告をすること等が困難な事情にあると認めるときは、毎年度、官公署に対する書類の閲覧の請求等の方法により把握した収入に基づき、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を定めることができることとした。
- ◇ 山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例（県条例第49号）（企業局）
 - 1 水道用水の料金を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第39号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第13条第1項第2号(7)」を「第13条第1項第3号ヲ」に改める。

第20条の3を第20条の4とし、第20条の2を第20条の3とし、第20条の次に次の1条を加える。

（特定大規模災害等に対処するための公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当等の特例）

第20条の2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員等が次に掲げる作業に従事したときは、警察職員以外のあるにあつては公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当を、警察職員にあつては第14条第1項第14号の特殊勤務手当を支給する。

- (1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業
 - (2) 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額
 - (2) 前項第1号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 20,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額
 - (3) 前項第2号の作業 10,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）
- 3 同一の日において前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
- 4 第13条第1項に規定する職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。次項において「特定大規模災害」という。）に対処するため第13条第1項各号に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第2項各号に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。
- 5 警察職員が特定大規模災害に対処するため第14条第2項の表第14号の作業に引き続き5日を下

らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の同条第1項第14号の特殊勤務手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、同項に定める人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合以外の場合に支給されることとなる額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

附則第5項中「次」を「東日本大震災に対処するため次」に改め、同項第2号中「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「」及び「という。」）」を削る。

附則中第9項から第13項までを削り、第14項を第9項とし、第15項を第10項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 2 山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条の表及び第28条の表中「第20条の3の」を「第20条の4の」に、

「第20条の3」

を

「第20条の4」に改める。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第40号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第249号の次に次の1号を加える。

(249)の2 旅行業法施行令第5条第2項の規定に基づき 旅行サービス手配業登録申請手数料 16,000円
づく旅行業法第23条に規定する旅行サービス手配業登録申請手数料
業の登録の申請に対する審査

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成30年1月3日までの間における改正後の第2条第1項第249号の2の規定の適用については、同号中「旅行業法施行令」とあるのは「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）附則第4条の規定により同法の施行の日前においても行うことができるとされる通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第228号）第1条の規定による改正後の旅行業法施行令」と、「旅行業法」とあるのは「同法第2条の規定による改正後の旅行業法」とする。

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第41号

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例を廃止する条例

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例（昭和47年3月県条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第42号**山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例**

山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例（平成19年10月県条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第7条第1項」を「第6条」に、「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号」に、「集積区域（以下「同意集積区域」）を「促進区域（以下「促進区域」）に、「第9条第1項」を「第24条」に、「特定事業」を「承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）」に、「産業集積の形成及び活性化を」を「経済活動を牽引する事業の促進を」に改める。

第2条中「同意集積区域」を「促進区域」に、「第5条第5項」を「第4条第6項」に、「法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って法第9条第1項に規定する特定事業」を「承認地域経済牽引事業」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に、「。以下「省令」という。）第3条」を「）第2条」に、「事業者（当該同意基本計画に定められた法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって省令第4条に規定するものに属する事業を行う者に限る。）」を「法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により承認を受けた企業立地計画及び同条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って設置した施設に係る家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第43号**山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例**

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成28年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第19項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第44号

山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

山形県生活環境の保全等に関する条例（昭和45年7月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める。

別表第2項第25号を次のように改める。

(25) 削除

別表第2項第27号中「前2号」を「前号」に改め、同項第70号中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

山形県農村地域工業等導入審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第45号

山形県農村地域工業等導入審議会条例の一部を改正する条例

山形県農村地域工業等導入審議会条例（昭和46年10月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県農村地域産業導入審議会条例

第1条中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「工業等の」を「産業の」に、「山形県農村地域工業等導入審議会」を「山形県農村地域産業導入審議会」に改める。

第2条第1号中「農村地域工業等導入基本計画」を「農村地域への産業の導入に関する基本計画」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「工業等」を「産業」に改め、同号を同条第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第46号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和53年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同表の利率の欄に掲げる」を「規則で定める」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区 分	負担割合	支払期間 (据置期間)
国営最上川下流土地改良事業	300分の31	17年 (2年)
国営白川土地改良事業		
国営村山北部土地改良事業		
国営最上川下流左岸土地改良事業		
国営赤川二期土地改良事業	300分の31（赤川頭首工 改修工事に係る費用に相 当する部分にあつては、 300分の21）	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 国営最上川下流土地改良事業及び国営白川土地改良事業に係る負担金の利率については、改正後の第4条第1項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第47号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1号イ酒田北港緑地、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表上屋の項中

3 事務室 1月につき	44,000円				を
3 上屋内事務室 1月につき	44,000円				に改める。
4 コンテナ管理施設 1平方メートル 1月につき	1,250円				

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第48号

山形県営住宅条例の一部を改正する条例

山形県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第30条」を「第40条」に改める。

第11条に次の1項を加える。

- 4 知事は、入居者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が第15条第1項の規定による収入の申告をすること及び法第34条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、毎年度、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、政令第2条に規定するところにより、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を定めることができる。

第15条第1項中「は、」を「（第11条第4項の規定により収入の申告をすること及び法第34条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると知事が認める者を除く。）は、」に改める。

第16条中「第11条第1項」を「第11条第1項又は第4項」に、「に規定する」を「（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する」に改める。

第16条の2中「第11条第1項」を「第11条第1項又は第4項」に改める。

第16条の3及び第16条の4中「、第16条」を「若しくは第4項、第16条」に、「第11条に」を「第12条に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第49号

山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例

山形県水道用水料金条例（昭和57年12月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

42円	13円
41円	15円
45円	15円
33円	17円

を

36円	14円
36円	14円
38円	14円
26円	16円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の属する月の前月までの各月分の水道用水に係る料金については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。